

平成22年9月28日
第2218号
毎週火・金曜日発行

秋田県公報



目 次

規 則	
○秋田県行政組織規則の一部を改正する規則（39・人事課）	1
○秋田県農業改良資金貸付規則を廃止する規則（40・団体指導室）	1
告 示	
○建設業の許可の取り消し（465・秋田地域振興局総務企画部）	2
公 告	
○特定非営利活動法人の設立の認証の申請（地域活力創造課）2件	2
○土地改良区の役員の就任の届出（秋田地域振興局農林部）	3
○特定調達契約に係る一般競争入札の実施（仙北地域振興局総務企画部）	3
○土地改良区の定款変更の認可（仙北地域振興局農林部）	4
○土地改良区の役員の就任の届出（平鹿地域振興局農林部）	4
○土地改良区の定款変更の認可（平鹿地域振興局農林部）	4
人事委員会規則	
○人事委員会規則7―3（管理職手当）等の一部を改正する規則	4

規 則

秋田県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成二十二年九月二十八日

秋田県知事 佐竹敬久

秋田県規則第三十九号

秋田県行政組織規則の一部を改正する規則

秋田県行政組織規則（昭和五十六年秋田県規則第二十一号）の一部を次のように改正する。

目次中「第七十六款」を「第七十七款」に改め、「第七十七款 砂子沢ダム建設事務所（第二百二十八条―第二百三十一条）」を削る。

第十二条第一項河川砂防課の項第二十号を削る。

第十五条中「砂子沢ダム建設事務所」を削る。

第十五条の四第一項の表鹿角地域振興局建設部の項中「工務課」を「工務課 砂子沢
ダム管 理事務所」に改める。

第十五条の十中第三項を削り、第四項を第三項とする。

第二章第三節第七十款から第七十七款までを次のように改める。

第七十款から第七十七款まで 削除

第二百六条から第二百三十一条まで 削除

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成二十二年十月一日から施行する。

（秋田県財務規則の一部改正）

2 秋田県財務規則（昭和三十九年秋田県規則第四号）の一部を次のように改正する。

別表第二建設交通部長の項中「砂子沢ダム建設事務所、」を削る。

秋田県農業改良資金貸付規則を廃止する規則をここに公布する。

平成二十二年九月二十八日

秋田県知事 佐竹敬久

秋田県規則第四十号

秋田県農業改良資金貸付規則を廃止する規則

秋田県農業改良資金貸付規則（昭和三十二年秋田県規則第五十号）は、廃止する。

附 則

- この規則は、平成二十二年十月一日から施行する。
- この規則の施行前に農業者等、特例認定中小企業者及び融資機関に対して貸し付けられたこの規則による廃止前の秋田県農業改良資金貸付規則（以下「旧規則」という。）第一条に規定する農業改良資金並びにこの規則の施行前に農業経営に関する金融上の措置の改善のための農業改良資金助成法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第二十三号。以下「農業改良資金助成法等一部改正法」という。）第一条の規定による改正前の農業改良資金助成法（昭和三十二年法律第五二号）第七条第一項の認定を受けた者（農業改良資金助成法等一部改正法附則第二条第四項の規定によりなお従前の例により農業改良資金助成法等一部改正法の施行後に認定を受けた者を含む。）に係るこの規則の施行後に農業者等、特例認定中小企業者及び融資機関に対して行われる旧規則第一条に規定する農業改良資金の貸付けについては、なお従前の例による。

告 示

秋田県告示第465号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、次のとおり建設業の許可を取り消したので、同法第29条の5第1項の規定に基づき、公告する。

平成22年9月28日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 処分をした年月日
平成22年9月10日
- 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号
共和ホーム株式会社
秋田市寺内蛭根三丁目1番20号
代表取締役 池 田 喜代秀
秋田県知事許可（般-19）第10229号
- 処分の内容
塗装工事業に係る一般建設業許可の取り消し
- 処分の原因となった事実
平成22年9月10日付けで塗装工事業に係る廃業等の届出があった。
このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定に基づき、公告する。

平成22年9月28日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 申請のあった年月日
平成22年8月31日
- 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人 角館総合型地域スポーツクラブ
- 代表者の氏名
山 本 昭 信
- 主たる事務所の所在地
仙北市角館町勝楽134番地
- 定款に記載された目的
本会は、いつでも・どこでも・だれでもが継続的にスポーツのできるスポーツ環境づくりと、地域の人々が健康で長生きし、生涯を通じて楽しい生活を送ることができる社会に貢献することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定に基づき、公告する。

平成22年9月28日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 申請のあった年月日
平成22年9月14日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人 N P O 増田地域活性化ステーション
- 3 代表者の氏名
加 藤 勝 義
- 4 主たる事務所の所在地
横手市増田町増田字新町151番地
- 5 定款に記載された目的
この法人は、増田地域住民に対して、地域の伝統文化を大切にし地域資源の保存継承活動を実施し、ひいては主体的に住民がコミュニティー活動を実施できる支援事業を行い、地域活性化に寄与することを目的とする。

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、秋田市旭川筋土地改良区から次のとおり役員の就任の届出があったので、同条第17項の規定に基づき、公告する。

平成22年9月28日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

就任理事の住所及び氏名

秋田市寺内見桜一丁目5番19号

古 井 金 壽

特定調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定に基づき、公告する。

平成22年9月28日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 入札に付する事項
 - (1) 購入物品の名称及び購入予定数量
凍結抑制剤（凍結防止剤散布車用） 3,500トン
 - (2) 購入物品の仕様等
入札説明書及び仕様書による。
 - (3) 契約期間
契約締結の日から平成23年3月31日（木）まで
 - (4) 納入場所
別途指定する場所
- 2 入札に参加する者に必要な資格等
 - (1) 入札に参加する者に必要な資格
 - ア 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
 - イ 秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。
 - ウ 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。
 - (2) (1)イの資格に係る申請
(1)イの資格のない者で入札に参加を希望するものは、所定の競争入札参加資格審査申請書を次の場所へ平成22年10月15日（金）までに提出すること。
郵便番号010-0951 秋田市山王四丁目1番2号
秋田県出納局総務事務センター（電話番号018-860-2740）
- 3 契約条項を示す場所等
 - (1) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先
郵便番号014-0062 大仙市大曲上栄町13番62号
秋田県仙北地域振興局総務企画部（電話番号0187-63-5356）
 - (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法
秋田県の休日を守る条例（平成元年秋田県条例第29号）第1条第1項に規定する県の休日を除き、平成22年9月28日（火）から同年10月15日（金）までの期間、随時交付する。
- 4 入札執行の日時及び場所
平成22年11月8日（月）午前10時

大仙市大曲上柴町13番62号 秋田県仙北地域振興局第5会議室

5 入札保証金

秋田県財務規則（昭和39年秋田県規則第4号）第160条から第163条までに規定するところによる。

6 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札の方法

入札金額は、500キログラム当たりの単価とする。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、小数点以下第4位までの金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 入札の無効

秋田県財務規則第166条に規定するところによる。

(4) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同額の入札をした者が2人以上あるときは、くじにより決定する。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 提出書類等

入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要資料等を提出すること。

(7) その他

詳細は、入札説明書による。

7 概要

Summary

1 Nature and quantity of item to be purchased : anti-freezing agents 3,500 t

2 Time-limit of tender : 10:00 A.M. 8 November, 2010

3 Contact point for the notice : General Affairs and Planning Sector, Senboku Regional Affairs Department, Akita Prefectural Government, 13-62 Oomagari kamisakae-cho, Daisen City, Akita Prefecture 014-0062, Japan TEL 0187-63-5356

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、秋田県仙北平野土地改良区から申請があった定款変更について、平成22年9月16日認可したので、同条第3項の規定に基づき、公告する。

平成22年9月28日

秋田県知事 佐竹 敬久

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、十文字町土地改良区から次のとおり役員の就任の届出があったので、同条第17項の規定に基づき、公告する。

平成22年9月28日

秋田県知事 佐竹 敬久

就任理事の住所及び氏名

横手市十文字町佐賀会字石川原92番地2

伊藤 多一

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、秋田県南旭川水系土地改良区から申請があった定款変更について、平成22年9月16日認可したので、同条第3項の規定に基づき、公告する。

平成22年9月28日

秋田県知事 佐竹 敬久

人事委員会規則

人事委員会規則七二二（管理職手続）等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年九月二十八日

秋田県人事委員会委員長 柴田 一宏

人事委員会規則七十三(管理職手当)等の一部を改正する規則

(規則七十三(管理職手当)の一部改正)

第一条 規則七十三(管理職手当)の一部を次のように改正する。

別表第一知事部局砂子沢ダム建設事務所の項を削る。

(規則七十八(宿日直手当)の一部改正)

第二条 規則七十八(宿日直手当)の一部を次のように改正する。

第三条第八号を削る。

第四条第一項第二号中「及び第六号から第八号まで」を「第六号及び第七号」に改める。

(規則七十四六(特殊勤務手当)の一部改正)

第三条 規則七十四六(特殊勤務手当)の一部を次のように改正する。

第九条第一項の表中「出納局、」を「出納局及び」に、「砂子沢ダム建設事務所及び」を「並びに」に改める。

第十二条第一項中「砂子沢ダム建設事務所」を削る。

附 則

この規則は、平成二十二年十月一日から施行する。

発行者	秋 田 県	秋田市山王四丁目1番1号
購読料金	一ヶ月3,675円(税込み)	
印刷所	株式会社 松原印刷社	秋田市山王七丁目5番29号 電話：018-862-8766 FAX：018-863-0005 URL http://www.matsubarainsatsu.co.jp/
印刷者	松原 繁雄	秋田市山王七丁目5番29号